

# 年末調整や確定申告に向けた御準備を

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場の開設は、平成29年2月16日（木）から3月15日（水）です。

確定申告会場の開設日までは、相談スペースが限られ、長時間お待ちいただく場合があります。なお、申告相談ではマイナンバーの確認が必要になりました。申告書の作成は、国税庁ホームページ [http://www.nta.go.jp] を利用して御自宅でもできます。問い合わせは、桐生税務署（☎23121、自動音声に従い「2」を選択）へ。



## 税に関する無料相談

11月11日（金）・19日（土）

## 年末調整・決算等説明会を開催します

桐生税務署では、法人や個人の源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会と、個人の事業者などを対象とした説明会を開催します。

問い合わせは、桐生税務署（☎23121、自動音声に従い「2」を選択）へ。

### 年末調整説明会

〈源泉徴収義務者〉  
期日 11月17日（木）  
時間 午後1時30分～4時  
場所 市民文化会館スカイホール

### 青色申告決算説明会

〈営業・不動産所得者〉  
期日 12月5日（月）

時間 午後1時30分～3時30分  
場所 市民文化会館スカイホール

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の保管を

### 年末調整や確定申告に必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、社会保険料控除の対象となります。

1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額と過去の年度分や追納した保険料も含まれます。

平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

平成28年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されます。

申告書の提出の際には、必ずこの証明書又は、領収書を添付してください。

※10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納めた人へは、翌年の2月上旬に送られます。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎442311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

### 特別会場を設けます

税理士事務所だけでなく、気軽に相談できる特設会場を設けます。

期日 11月19日（土）  
時間 午前10時～午後4時  
場所 桐生ガスプラザ（本町五丁目）  
問い合わせは、関東信越税理士会桐生支部（☎443310）へ。

## 市有地を売却します



① 旧昭和幼稚園用地及び旧園舎



② 旧北中学校テニスコート

販売物件は、①旧昭和幼稚園用地及び旧園舎、②旧北中学校テニスコートの2件です。物件の概要は、下の表のとおりです。

購入希望があった場合は、入札を行います。なお、①旧昭和幼稚園用地及び旧園舎については、申し込み要件があります。

申し込み 11月11日（金）から21日（月）まで（土・日曜日を除く）に、申込用紙に必要事項を記入し、財政課財産管理係（市役所3階）へ。申込用紙と案内書は、同課のほか、市ホームページにもあります。

①旧昭和幼稚園用地及び旧園舎の申込要件 群馬県知事に設置を認可された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を桐生市内で運営している法人が、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス及び桐生市障害福祉計画第4期計画第4章基本目標3に規定している地域生活支援拠点の事業と係わる短期入所事業に使用する場合のみ申し込みできます。

問い合わせは、財政課財産管理係（☎内線547・554）へ。

物件番号	所在地及び筆数	用途地域	地目など	地籍・延べ床面積	最低入札価格
①	美原町1041番26外1筆 (旧昭和幼稚園用地及び旧園舎)	第一種住居地域	宅地ほか	2,975.39平方メートル	63,507,040円 (土地 52,639,000円) (建物 10,868,040円)
			建物	669.56平方メートル	
②	天神町二丁目578番6外3筆 (旧北中学校テニスコート)	第一種住居地域	雑種地	2,696.49平方メートル	42,075,000円

## 起業・創業を目指す人や中小企業の無料相談窓口を開設しています

企画・構想の段階から、具体的な事業化の段階、事業成長の段階まで、様々な段階や内容に応じた支援を行います。何から始めたらいいかわからない、事業計画書の作り方を教えてほしい、当初の計画通りにいかない、評価や診断をしてほしい、経営の課題を解決したいなど、気軽に相談してください。

場所 桐生市インキュベーションオフィス（本町五丁目、東武本町ビル3階）  
相談日 原則月曜日と水曜日（午前9時～午後5時）※不在の場合がありますので、事前の問い合わせをお願いします。

前に御連絡ください。相談員 桐生市企業支援コーディネーター 谷内達夫（桐生市内で創業し、事業を成長させた経験と知識を持ち、後進の育成や、創業へ導いた実績もある人です。）  
利用料金 無料  
利用方法 電話でのお問い合わせください。来所の予約を承ります。来所が難しい場合は、電話や相談員の訪問による相談も可能です。

問い合わせは、桐生市インキュベーションオフィス（☎33690）、不在の場合は産学官推進室（☎内線573）へ。

## 季節資金(年末)の御利用を

対象は、次の全てに該当し、年末の運転資金（賞与の支払い、仕入れなど）を必要とする人です。

- ①市内の中小企業者
- ②市内に店舗、工場、事務所などを持っている
- ③同一業種を1年以上継続している

限度額 = 1,000万円  
 年利 = 1.5パーセント以内  
 融資期間 = 6か月以内  
 返済方法 = 分割又は一括返済  
 申し込み = 11月1日（火）から平成29年1月31日（火）までに、市内及びみどり市大間々町などの金融機関（労働金庫と農業協同組合、ゆうちょ銀行を除く）へ。  
 問い合わせ = 取扱金融機関又は産業政策課（☎内線583）へ。